

保育施設名	
児童氏名 1	
児童氏名 2	
児童氏名 3	

保育の利用時間に関する申出書

朝倉市長 宛

児童の保育の利用時間について、就労時間等により保育短時間認定（注 1）になる場合で、以下の①～③のいずれかに該当する場合は、保育標準時間認定（注 2）を

☐ 希望します。

※希望した場合であっても、要件に満たない場合は、保育短時間認定となります。

☐ 希望しません。（保育短時間認定を受ける。）

【特例で保育標準時間認定を選択できる要件】

- ①月間の就労時間等が 1 2 0 時間未満だが、1 日の就労時間等が 8 時間以上ある。
- ②月間の就労時間等が 1 2 0 時間未満だが、就労等の時間帯が保育短時間認定の利用時間帯を超える。（就労等の時間帯は、通勤時間等を含める。）
- ③シフト勤務等があり、一番早く始まる勤務時間から一番遅く終わる勤務時間との差が 8 時間以上ある。

以上、申し出ます。

令和 年 月 日

保護者氏名 _____

（注 1）保育短時間認定

保護者のいずれかの月間の就労時間等が 1 2 0 時間未満の場合や求職活動中の場合に認定。

この場合の利用時間は、1 日 8 時間で、時間帯は保育施設によって異なります。

【市内の保育施設において利用可能な時間帯】

- ① 9 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0 （甘木双葉幼稚園）
- ② 8 : 0 0 ~ 1 6 : 0 0 （大福幼稚園）
- ③ 8 : 3 0 ~ 1 6 : 3 0 （①②以外の施設）

この時間帯を超えて利用する場合には、延長保育料が発生します。

（注 2）保育標準時間認定

保護者のいずれもの月間の就労時間等が 1 2 0 時間以上の場合に認定。

この場合の利用時間は、開所時間から最大 1 1 時間です。